

自転車事故を防止しよう

道路交通法では、自転車は「軽車両」に分類され、「車両」の仲間となるため、自動車と同じように守らなければならないルールが定められています。

自転車の罰則強化

○ 運転中のながらスマホ

スマートフォン等を手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が禁止され、違反者は、6か月以下の懲役または10万円以下の罰金、交通の危険を生じさせた場合、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金となります。

○ 酒気帯び運転及び幫助

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗、自転車の提供に対して罰則が整備されました。

違反者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金、自転車の提供者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金、酒類の提供者や同乗者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金となります。

※ 令和7年6月1日からは、「懲役」は「拘禁刑」へ変更となります。



広報

水元



水元駐在所

ネットトラブルを防止しよう

SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)をきっかけとして、児童が性犯罪等(児童買春、児童ポルノ)に巻き込まれる事件が後を絶ちません。

令和6年中、SNSの利用により、全国で1486人の児童が被害に遭っており、重要犯罪等(不同意性交等、不同意わいせつ、略取誘拐等)が増加しています。

被害児童のSNSへのアクセス手段は、スマートフォンが97.5%であり、フィルタリング利用の有無が判明した児童のうち89.9%がフィルタリングを利用していませんでした。

☆フィルタリングは24時間子供を守ります☆

フィルタリングは、有害サイトへのアクセスを防ぐサービスです。

18歳未満のお子さんにスマートフォン等を持たせる場合は、お子さんを犯罪から守るためにフィルタリングを設定しましょう。



管内事件事故発生状況

4月中事件事故発生状況

- 物件事故 3件
- 人身事故 0件
- 刑法犯 0件



アビーくん



レビーちゃん

鍵掛けを習慣化しよう

住宅対象の侵入窃盗被害の約7割の方が鍵をかけていない状態で被害に遭っています。

犯人は鍵のかかっていない建物や自転車、車を狙っています。

また、犯人と鉢合わせになることで、強盗などの凶悪犯罪に発展する可能性もあります。

鍵掛けを習慣にして自宅を守りましょう。



- ☐ 在宅時や短時間の外出でも確実に鍵を掛ける
- ☐ 外出前や就寝前は、玄関と全ての窓の施錠を確認する
- ☐ 窓の外に侵入の足場となるような物を置かない
- ☐ 盗まれる物はないと思っても、鍵を掛ける